

次のとおり懲戒処分を行ったので公表する。

【処分1】

被処分者	環境生活部 係員 男性(48歳)
処分年月日	令和8年3月27日
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第3号
事件概要	令和6年夏頃から令和8年2月まで、特定の職員に対して複数回の嫌がらせ行為を行い、当該職員に心的ストレスを与えるとともに、職場の安全性と秩序を著しく損なう行為が確認された。
処分内容	戒告
備考	

発表日 令和8年3月27日

【処分2】

被処分者	教育委員会事務局 係員 男性(63歳)
処分年月日	令和8年3月27日
根拠法規	地方公務員法第29条第1項第3号
事件概要	令和7年7月19日午後10時35分ごろ、津市羽所町 JR 津駅構内に設置されている券売機の前面パネルを素手でたたき、損壊させた疑いで現行犯逮捕された。
処分内容	戒告
備考	

発表日 令和8年3月27日

【処分3】

被処分者	松阪市民病院医療部 医師
処分年月日	令和8年3月27日
根拠法規	地方公務員法第29条第2号及び第3号
事件概要	令和7年12月及び令和8年1月において、同じ職場で働く看護師に対して、職務上の地位の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えた指導等により心的ストレスを与え職場環境を悪化させる行為が確認された。
処分内容	減給10分の1(1か月)
備考	

発表日 令和8年3月27日